

青森県報

号外第四十三号

平成二十六年
五月三十日
(金曜日)

目次

公安委員会

運転適性検査業務取扱規則の一部を改正する規則…………… (運転免許課) ……

公安委員会

運転適性検査業務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月三十日

青森県公安委員会委員長 今井高志

青森県公安委員会規則第八号

運転適性検査業務取扱規則の一部を改正する規則

運転適性検査業務取扱規則(昭和四十二年三月青森県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第一〇五号」を「第百五号」に改め、「法」という。(一)の下に「第九十条第八項又は第百三条第六項の規定に基づく適性検査の受検又は医師の診断書の提出命令、法」を加え、「第一〇二条及び第一〇七条の四」を「第百二条又は第百七条の四」に改める。

第二条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「第一〇二条第四項及び第五項並びに法第一〇七条の四第一項」を「第百二条第四項若しくは第五項又は第百七条の四第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第一〇二条第一項」を「第百二条第一項」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 法第九十条第八項又は第百三条第六項の規定により適性検査の受検又は医師の診断書の提出を命ぜられた者

第六条第一項中「第二条第二号」を「第二条第三号」に改め、同条第二項中「第二条第三号」を「第二条第四号」に改める。

第七条の見出しを「(適性検査等の命令及び臨時適性検査の通知)」に改め、同条第二項中「第二条第二号及び第三号」を「第二条第三号又は第四号」に、「別記様式第四号」を「別記様式第六号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第二条第一号」を「第二条第二号」に、「別記様式第三号」を「別記様式第五号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第二条第一号に該当する者に対する命令は、適性検査受検命令書(別記様式第三号)又は診断書提出命令書(別記様式第四号)により行うものとする。

第九条第四項中「第二条第三号」を「第二条第四号」に、「別記様式第五号」を「別記様式第七号」に改める。

第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とし、第九条の次に次の二条を加える。(医師の届出)

第十条 法百一条の六第一項の規定による届出は、届出書(別記様式第八号)の提出その他本部長が別に定める方法により行うことができるものとする。

2 法百一条の六第二項の規定による確認の要求は、要求書(別記様式第九号)の提出その他本部長が別に定める方法により行うことができるものとする。

3 前項の要求を受けた公安委員会は、回答書(別記様式第十号)により回答するものとする。

4 法百一条の六第四項の規定による通知は、届出移送通知書(別記様式第十一号)により行うものとする。(運転免許の効力停止処分の解除等)

第十一条 法百四条の二の三第一項の規定による運転免許の効力の停止処分の解除は、運転免許の効力停止処分解除通知書(別記様式第十二号)により行うものとする。

2 法百四条の二の三第二項の規定による弁明の機会の付与は、弁明通知書(別記様式第十三号)により行うものとする。

別記様式第五号を別記様式第七号とし、別記様式第四号を別記様式第六号とし、別記様式第三号を別記様式第五号とし、別記様式第二号の次に次の二様式を加える。

別記様式第3号 (第7条関係)

適 性 検 査 受 検 命 令 書

年 月 日

住所 殿 青森県公安委員会

氏名 殿

道路交通法第 条第 項の規定により、下記のとおり適性検査の受検を命じます。

なお、この命令に違反して、適性検査を受けない場合は、運転免許の取消し又は効力の停止の処分を受けます。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	年 月 日 () 午 時 分
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第4号 (第7条関係)

診 断 書 提 出 命 令 書

年 月 日

住所 殿 青森県公安委員会

氏名 殿

道路交通法第 条第 項の規定により、道路交通法施行規則第 条の第 項に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、運転免許の取消し又は効力の停止の処分を受けます。

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	年 月 日
その他必要な事項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第七号の次に次の六様式を加える。

別紙様式第 8 号 (第10条関係)

届 出 書			
年 月 日			
青森県公安委員会 殿			
道路交通法第101条の6第1項の規定により届け出ます。			
届出医師			
住 所			
医療機関			
氏 名			
印			
患 者	住 所		
	フリガナ		
氏 名			男・女
生年月日			
病 名			
症 状			
参考事項			

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

別紙様式第 9 号 (第10条関係)

要 求 書			
年 月 日			
青森県公安委員会 殿			
道路交通法第101条の6第2項の規定により確認を求めます。			
要求医師			
住 所			
医療機関			
氏 名			
印			
患 者	住 所		
	フリガナ		
氏 名			男・女
生年月日	年 月 日		
(回答書送付先)			
医療機関名			
所在地	〒 -		
電話番号			

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

別記様式第10号 (第10条関係)

回 答 書

年 月 日

殿

青 森 県 公 安 委 員 会 関

道路交通法第101条の6第2項に基づき、下記のとおり回答します。
記

住 所	性 別		男 ・ 女
	氏 名		
患 者	生年月日	年 月 日 (歳)	
運転免許の有無	対象者は、年 月 日現在、運転免許を <input type="checkbox"/> 受けた者である。 <input type="checkbox"/> 受けた者ではない。 ただし、仮運転免許証を受けた者であるかは、不明である。		

- 注 1 この回答書の内容を他人に漏らした場合は、刑法(明治40年法律第45号)第134条(秘密漏示)が適用されます。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別紙様式第11号 (第10条関係)

届 出 移 送 通 知 書

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

青森県公安委員会 関

道路交通法第101条の6第4項の規定により、下記の者について届出移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
理 由	
備 考	

- 注 1 医師の届出に係る受理票(写)等を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第12号 (第11条関係)

運転免許の効力停止処分解除通知書	
道路交通法第104条の2の3第1項の規定により、下記のとおりあなたの運転免許の効力停止処分を、 年 月 日付けで解除したので通知します。	
年 月 日 青森県公安委員会 印	
住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
理 由	道路交通法第103条第1項第 号に該当しないことが明らかになったため

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4縦長とする。

別記様式第13号 (第11条関係)

弁 明 通 知 書	
あなたに対する道路交通法第104条の2の3第1項の規定による運転免許の停止処分について、道路交通法第104条の2の3第2項の規定により、処分を受けた日から起算して5日以内に、下記の場所で弁明することができます。	
なお、弁明は、代理人をもって行うことができ、弁明の際には有利な証拠を提出することができます。	
弁明することができる場所	青森県運転免許センター

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4縦長とする。

(裏)

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明は、口頭により行います。
- 2 あなたは、あなたに代わり代理人を出頭させることができます。代理人を出頭させるときは、指定された日までに、代理人の氏名、住所、代理人との関係及び弁明の機会の付与に関する一切の行為を委任する旨を記載した書面を提出してください。
- 3 あなたは、補佐人を出頭させることができます。補佐人を出頭させるときは、指定した日までに、補佐人の氏名、住所、補佐人との関係及び補佐する事項を記載した書面を提出し、主宰者の許可を得てください。
- 4 弁明は、指定された日までに行ってください。ただし、特にやむを得ない事情があれば弁明の日時を変更することができますので、処分を受けた警察署又は青森県運転免許センターに申し出てください。
- 5 あなた又はあなたの代理人が、正当な理由がなく指定された日までに弁明をしなかった場合は、弁明の機会の権利を放棄したものとみなします。

附 則

この規則は、平成二十六年六月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭